

霞クラブ加盟各社 御中
日本新聞協会 御中
東京写真記者協会 御中
テレビ・ニュース映画協会 御中
日本雑誌協会 御中

平成27年2月13日
外務報道官
欧州局長
領事局長

ウクライナ・クリミア半島での取材についての注意喚起

1. ウクライナのクリミア半島は、平成26年3月、ロシアにより一方的に「併合」されました。我が国は、力を背景とした現状変更を決して看過することはできず、ロシアによる「併合」を決して認めることはできません。したがって、報道関係者を含む日本国民がロシアの査証を取得し、ロシアの出入国手続に従いクリミア半島に渡航・滞在すること、及びとりわけ報道関係者がロシアの法令の下で各種の取材活動に携わること、あたかもクリミアがロシアの領土であることを前提とすることになり、日本政府の立場と相いれません。また、クリミア半島において不測の事態に巻き込まれた場合であっても、クリミア半島を管轄する在ウクライナ日本国大使館がクリミア半島の「当局」に邦人援護の協力を要請することは、上記に鑑み困難です。

2. 現在、外務省は、ウクライナのクリミア半島（クリミア自治共和国およびセバストーポリ）に「渡航の延期をお勧めします。」（滞在中の方は事情が許す限り早期の退避を検討してください。）の危険情報を発出しています。このことにも十分留意し、貴社関係の日本人報道関係者のクリミア半島への渡航・滞在を控えるよう、強く要請します。また、各社にて契約しているフリージャーナリスト及び番組制作会社関係者等に対しても、同様に渡航・滞在中に係る注意喚起をしかるべく行っていただくよう強くお願いいたします。

3. 上記にもかかわらず、既に貴社関係者（記者、カメラマン及び助手並びに記者契約の現地カメラ記者、番組制作会社関係者等）がクリミア半島に滞在している場合には、滞在中の緊急連絡先（氏名、連絡先、滞在日程）を在ウクライナ日本国大使館（電話＋380－44－490－5500）まで至急連絡の上、速やかにクリミアから退去されるようお願いいたします。

（了）